

豊川市監査公表第28号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成26年8月25日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	野本 逸郎
同職務執行者	戸 苅 敏

別紙

監査結果に基づく措置通知書（市民病院庶務課）

監査実施期間 平成26年2月 4日から

豊川監査公表第20号分

平成26年3月19日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 駐車場料金自動支払機の料金の回収事務を、現金取扱員以外の3人の職員が取扱っているため、その事務を取扱う全ての職員を現金取扱員に任命されたい。</p>	<p>1 平成26年度に駐車場料金自動支払機の料金の回収事務に従事する、全ての職員（庶務課8名及び経営企画室4名）を現金取扱員に任命した。</p>

(注) 上表の措置状況は、平成26年7月22日現在のものである。